（適用区分）

2　この政令による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十八号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、四人は令和七年三月三十一日まで、他の一人は」を「三人は、」に改める。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十九号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項、第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第五十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第三号に次のように加える。

㊴　公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

第十四条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第三項中「三十五人」を「三十四人」に改める。

附則第二条第二号を削り、同条第三号中「特例民法法人」の下に「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。次条第一項において「整備等法」という。）第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、同号を同条第二号とする。

附則第三条中「のほか」を「及び前項に規定する事務のほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び整備等法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関する事務を分掌する。

附則第四条第二項中「前条の表」を「前条第二項の表」に改める。

附則第七条中「及び第二号」を削る。

附則第八条中「附則第二条第三号」を「附則第二条第二号」に改める。

附則中第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九十号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十六号中「第四十六条第七号」を「第四十六条第六号」に改め、同項第二十一号中「第四十五条第十一号」を「第四十五条第九号」に改める。

第七条中第三十号を第三十一号とし、第二十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　特定重要技術（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第五十七条第六号において同じ。）に関する研究開発その他の我が国及び国民の安全の確保のために必要な研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関すること。

第十五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　文部科学省の機構及び定員に関すること。

第十六条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。